

# タンザニア ～関係機関訪問、協議等～

国際協力部教官  
樋口 瑠 惟

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下、「当部」という。）は、現在まで、アフリカ諸国に対する二国間の法制度整備支援を実施してきていない。そこで、今後、当部の法制度整備支援の活動をアフリカ諸国にも拡大できないか検討していたところ、その対象候補国として、タンザニア連合共和国（以下「タンザニア」という。）が挙げられた。

そこで、当部の建元亮太部長、高橋一章教官（当時）及び当職は、令和7年3月下旬、実際にタンザニアに出張し、潜在的にカウンターパート候補になり得る法務・司法機関を複数訪問して、法務・司法分野での協力関係構築の可能性等に関する調査及び協議を行った。

本稿では、タンザニアに対する法制度整備支援を検討するに至った経緯及び本出張に至る経緯を記述するとともに、本出張における訪問、協議等の結果概要について紹介し、今後のタンザニアに対する法制度整備支援の進め方等について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

## 第2 従前の経緯

### 1 タンザニアに対する法制度整備支援を検討するに至った経緯

我が国は、アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development：T I C A D）をはじめ、アフリカ諸国との間で継続的な対話の機会を有しているところ、このような対話の中で、アフリカ諸国の経済発展を阻害している1つの原因として投資環境の整備不足が指摘されているところである。直近にチュニジア（チュニス）で開催されたT I C A D 8においても、投資環境の改善がうたわれた。

当部は、これまでの法制度整備支援においてビジネス環境整備を目的とした支援活動を実施するなど、対象国における投資環境の整備につながり得る支援活動の手法について一定の知見を有する。<sup>1</sup>そこで、上記のようなアフリカ諸国の状況を踏まえ、当部がその知見をアフリカ諸国に拡大することは、我が国にも裨益するものと思われる。

<sup>1</sup> 例えば、当部が協力するインドネシアのJICA「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」は、「知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上すること等をプロジェクト目標とし、ひいては「ビジネス界における法的な予見可能性が改善する」ことを上位目標としている。

そして、アフリカ諸国の中で、政治的安定性、潜在的な経済発展可能性、治安、言語等の諸事情を総合勘案した結果、まずは、タンザニアとの間で法務・司法分野での新たな協力関係の構築に向けた取り組みに着手することとした。

## 2 本出張に至る経緯

前記1記載の取り組みの手始めとして、タンザニアの司法制度等について、日本国内の法律事務所に調査委託を実施した<sup>2</sup>。その他、外務省等の関係各機関からの情報収集に努めていたところ、在タンザニア大使館から、タンザニアの司法長官府<sup>3</sup>の前司法副長官が、日本との法曹人材の育成における協力を積極的に求めてきたことがある旨の情報提供があった。

そこで、調査委託の結果が入手でき、タンザニアの司法制度等について一定の情報が収集できた令和7年3月下旬に、当部部長及び教官が実際にタンザニアに渡航し、同国の憲法・司法省や司法長官府をはじめとする各機関との協議を実施し、上記協力の求めについて具体的な事情を聴取するとともに、タンザニアの法・司法制度の概要及び課題を確認し、日本の法制度整備支援に対するニーズ等を把握するため、本出張を実施することとした。

## 第3 本出張の結果

### 1 概要

今回のタンザニア出張の概要は以下の通りである（いずれも令和7年）。

3月16日（日）移動日（成田発）

17日（月）移動日（ダル・エス・サラーム着）

現地の日系商工部会会長との意見交換

18日（火）JICAタンザニア事務所との意見交換

19日（水）移動（ダル・エス・サラーム発、ドドマ着）

憲法・司法省との協議

移動（ドドマ発、ダル・エス・サラーム着）

20日（木）司法長官府との協議

司法府との協議、意見交換

訟務長官府との協議

21日（金）駐タンザニア大使表敬訪問

国家検察庁との協議

<sup>2</sup> この調査委託の結果については後日公開予定である。

<sup>3</sup> タンザニアの各政府機関又は組織の和名につき、本稿においては、暫定的に以下の括弧内の訳語を当てる。

- ・ Ministry of Constitutional and Legal Affairs [憲法・司法省]
- ・ Office of the Attorney General [司法長官府]
- ・ Office of the Solicitor General [訟務長官府]
- ・ National Prosecutor's Office [国家検察庁]
- ・ Judiciary of Tanzania [司法府]

22日（土）移動日（ダル・エス・サラーム発）

23日（日）移動日（成田着）

以下の項では、本出張の主要部分である、タンザニアの法務・司法機関（憲法・司法省、司法長官府、訟務長官府、国家検察庁、司法府の5機関）への訪問結果について、訪問に係る時系列順に紹介する。

## 2 出張結果

### (1) 憲法・司法省との協議

タンザニアの首都ドドマに所在する憲法・司法省を訪問し、Franklin J. Rwezimula 同省副次官、Angela K. Anatonny 同省公的司法サービス局長ほか1名と面談し、今後の当部と同省との協力可能性等について協議を実施した。また、訪問の最後に、Eliakim C. Maswi 同省事務次官と意見交換する機会も得た。

Rwezimula 副次官は、2004年から2008年にかけて京都大学に留学していたこともあり、日本語を若干程度解し、日本からの支援に対する多大なる期待を述べられた。協議中には、今後の協力分野について、憲法・司法省からの具体的な提案も多く示された。例えば、法曹や法律職公務員の人材育成、裁判外紛争解決手続（特に、ビジネス紛争に関連する調停、仲裁について）、ICT機器等のインフラの向上、サイバー犯罪対策、司法アクセスの向上とリーガルエイド、AIの利活用など、その提案は非常に広範囲に及んだが、特に優先度が高いものは、裁判外紛争解決手続に関連するトピックとAIに関連するトピックとのことであった。なお、今後、窓口となる職員との間で具体的な協力に関する協議を進めていくこと、まずは上記の具体的な提案をまとめた書面を当方に送付することについて、合意が形成された。

### (2) 司法長官府との協議

タンザニアの都市ダル・エス・サラームに所在する司法長官府を訪問し、Hamza S. Johari 司法長官、Samuel M. Maneno 副司法長官ほか10名と面談し、今後の当部と司法長官府との協力可能性等について協議を実施した。

司法長官府からも、多くの協力活動の提案が示された。例えば、法律職公務員の人材育成、法曹の人材育成（裁判外紛争解決手続や調停、仲裁、和解等）、検察官の人材育成、交換プログラムの実施、司法手続のデジタル化、司法アクセスの改善などである。司法長官府は、前記第2の2記載のとおり、従前から日本に、法曹人材の育成における協力を積極的に求めてきていた機関であるが、その結果、職員1名が、令和6年夏に日本で開催された東京国際法セミナーに招へいされている。今後は同職員が窓口となって具体的な協力に関する協議を進めていくことについて合意が形成された。また、先方からは、協力覚書の締結とロードマップの作成も提案されたが、この点は、他機関と調整の上、外交プロトコルに沿ってタンザニア政府内の権限ある機関との間で実施することについて合意が形成された。

### (3) 司法府との協議

ダル・エス・サラームに所在する上訴裁判所を訪問し、司法府の事務総長（Chief Court Administrator）である Elisante O. Gabriel 氏ほか3名と面談し、今後の当部と司法府との協力可能性等について協議を実施した。また、同協議の実施後、司法府の実務担当者との意見交換も実施した。

司法府からは、考えられる協力の分野として、司法府職員（裁判官、治安判事、その他職員）の人材育成やIT技術に関するトレーニング、調停に関する経験の交換などの提案があった。また協力の態様としては、日本の裁判官との長期交換研究プログラムや協力覚書の締結などが提案された。協力覚書については、司法長官府のときと同様、他機関との調整の上、政府内の権限ある機関との間で締結する必要がある旨、日本側から説明し、理解を得た。

司法府の実務担当者との意見交換においては、今後、まず先方から、考えられる協力の内容についてコンセプトノートを送付いただくことについて合意が形成された。

### (4) 訟務長官府との協議

ダル・エス・サラームに所在する訟務長官府を訪問し、Ally Possi 訟務長官ほか5名と面談し、今後の当部と訟務長官府との協力可能性等について協議を実施した。

訟務長官府からも、これまでに協議等を実施した他機関同様に、多数の協力の分野についての提案が述べられ、その内容は、例えば、人材育成、裁判外紛争解決手続（国際投資仲裁関係）、司法のデジタル化などであった。また、司法長官府や司法府のときと同様に、協力覚書の締結を提案されたが、他機関との調整の要がある旨説明すると、憲法・司法省が代表して協力覚書を締結すれば、司法長官府や訟務長官府もまとめて対象にできるのではないかと示唆をいただいた。

### (5) 国家検察庁との協議

ダル・エス・サラームに所在する国家検察庁を訪問し、Sylvester A. Mwakitalu 検察長官ほか2名と面談し、今後の当部と国家検察庁との協力可能性等について協議を実施した。

国家検察庁からは、タンザニアの検察組織の概要等（タンザニアの地方部の県にはまだ検察庁の支部が設置されておらず、警察が訴追機関の役割を担っているところ、近い将来のうちに全国に検察庁の支部を展開したいと考えていること等）の紹介があったほか、当方との協力活動を積極的に進めていきたい旨の意見が述べられた。具体的には、経験が浅い検察官に対する人材育成（サイバー犯罪、金融犯罪、テロ資金供与の関係等）やIT機材の供与等について協力を得たい旨の発言があった。

## 第4 所感

### 1 今後の協力活動について

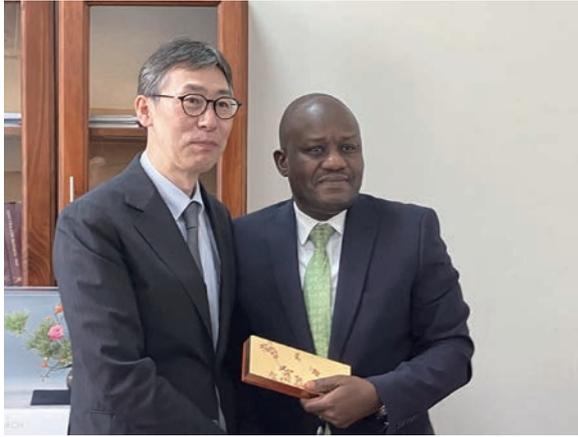
前記第3の2記載のとおり、本出張中に、司法長官府、訟務長官府及び司法府から、協力覚書締結の申し出があった。我が方と先方機関の間で協力覚書を結ぶかどうか、結ぶとして、どの機関をカウンターパート機関とするか等については、今後、当省内の関係者とよく協議の上、慎重に検討してまいりたい。

なお、仮にそのような協力覚書が締結された場合には、その後に、今回の出張で把握した各機関の窓口と連絡をとり、具体的な共同研究の実施に向けた調整を進めていくことになるとと思われる。共同研究の内容としては、多数の機関から要望があった、裁判外紛争解決手続や、A I、司法のデジタル化に関連する人材育成などのトピックから選ぶことが考えられる。ただし、最初のうちの共同研究は全機関合同での実施にならざるを得ない可能性があるところ、司法機関、行政機関、治安対策機関など、性質がかなり異なる複数の組織を取りまとめた研修を成功させるには、トピックを慎重に決めなければならず、この点は今後の検討課題であろう。

### 2 T I C A D 9 関連行事の実施可能性及びその内容について

本出張中、憲法・司法省及び司法長官府との間では、令和7年夏に日本（横浜）で開催されるT I C A D 9についても話が及んだ。両機関とも、T I C A D 9に関連する法務・司法関係のイベントが実施されれば、代表者（大臣、長官等を含む。）がそのようなイベントに出席するために日本に招へいされることについて、積極的な様子であったため、日本側としてもそのようなイベントの開催を検討することが考えられる。この点の具体的な進め方は、今後、法務省大臣官房国際課、外務省、在タンザニア大使館等の日本側関係機関とよく協議してまいりたい。

以 上



【訪問の様子】

(左上から時計回りに、憲法・司法省、司法長官府、訟務長官府、司法府、国家検察庁)